
令和元年度上半期の協会員に対する監査結果について

日証協 令和元年 10 月 16 日

本協会では、令和元年度上半期の協会員に対する監査結果を取りまとめました。
協会員に対する監査結果は、以下のとおりです。

令和元年度上半期の協会員に対する監査結果について

令和元年 10 月

日本証券業協会

1. 実施状況

協会員50先（会員32社、特別会員18機関）に対し監査を実施しました。

2. 監査結果

協会員50先（会員32社、特別会員18機関）に対し監査結果を通知しました。このうち22先（会員19社、特別会員3機関）に対して、法令・諸規則違反等を指摘しました。

指摘の内容を見ると、法令違反では、自己資本規制比率の算出誤り、業務に関する帳簿書類の記載不備が認められ、協会規則違反では、売買管理体制に係る不備、合理的根拠適合性の検証に係る不備などが認められました。

なお、法令・諸規則違反の指摘に、重大な違反は認められませんでした。

3. 主な指摘事項

【会員】

○ 自己資本規制比率の算出誤り（法令違反）

市場リスク相当額の算出に関し、甲社の株券の保有額が、固定化されていない自己資本の額に100分の50を乗じて得た額を超えていたことから、本来であれば、当該株券に係る市場リスク相当額を加算する必要がありました。しかしながら、当該市場リスク相当額を加算をしておらず、その結果、自己資本規制比率を過大に算出していました。

○ 顧客勘定元帳の作成に係る不備（法令違反）

顧客勘定元帳における外国株式の取引の記載に関し、受渡日ではなく、約定日で受払処理をしていたため、約定日から受渡日までの間、誤った預り残高を記載していました。

また、市場デリバティブ取引と現物取引である外国株式の取引では、法令上、顧客勘定元帳に記載すべき内容が異なり分冊して作成する必要がありますが、市場デリバティブ取引と外国株式の取引について、同一の顧客勘定元帳に記載し、分冊していませんでした。

○ 売買管理体制に係る不備（規則違反）

売買審査項目に基づき取引が抽出されていましたが、その大半について、売買状況等の分析を行わないまま審査を終了しており、実効性のある売買審査となっておりませんでした。

○ 合理的根拠適合性の検証に係る不備（規則違反）

新興国通貨建てゼロクーポン債を新たに販売するに際し、当該債券が社内規則上の合理的根拠適合性の検証を要しないものに該当すると誤認し、検証を行わないまま販売を開始しました。

4. 実施状況【令和元年4月から同年9月までに着手したもの】

協会員50先（会員32社、特別会員18機関）に対し監査を実施。

(1) 会員に対する監査

実施状況	令和元年度 上半期	【参考】30年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	32社	40社	30社
うち取引所との合同検査	13社	16社	15社
うち協会の単独監査	19社	24社	15社
うち特別監査等	1社	1社	0社
② 1先平均の監査日数 （1先当たりの監査日数）	7.8日 （5～17日）	7.5日 （3～12日）	7.7日 （4～14日）
③ 1先平均の監査人員 （1先当たりの監査人員）	4.5人 （3～11人）	4.6人 （3～7人）	4.5人 （3～12人）

・「特別監査等」は、特別監査及びフォローアップ監査をいう。

・②及び③については、書類監査及び特別監査等を除外。

(2) 特別会員に対する監査

実施状況	令和元年度 上半期	【参考】30年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	18機関	23機関	17機関
② 1先平均の監査日数 (1先当たりの監査日数)	5.1日 (5～7日)	5.2日 (5～8日)	5.0日 (5日)
③ 1先平均の監査人員 (1先当たりの監査人員)	3.6人 (3～5人)	3.3人 (3～4人)	3.4人 (3～5人)

・②及び③については、書類監査を除外。

5. 監査結果【令和元年4月から同年9月までに結果通知を交付したもの】

協会員50先（会員32社、特別会員18機関）に対し監査結果を通知。

(1) 会員に対する結果通知

結果通知の内容	令和元年度 上半期	【参考】30年度	
		上半期	下半期
結果通知先数 (うち法令諸規則違反等を指摘した先)	32社 (19社)	33社 (12社)	35社 (14社)
法令違反の指摘件数	3件	5件	4件
① 自己資本規制比率の算出誤り	2件	1件	2件
② 業務に関する帳簿書類の記載不備	1件	1件	1件
○ その他	—	3件	1件

(注) 30年度の「その他」は、事業報告書等の記載不備（2件）、法人関係情報に係る管理不備（1件）、特定同意注文に係る管理態勢の不備（1件）を指摘。

諸規則違反の指摘件数			
諸規則違反の指摘件数	6件	8件	9件
① 売買管理体制に係る不備	2件	5件	5件
② 合理的根拠適合性の検証に係る不備	2件	—	2件
③ 注文管理体制に係る不備	2件	—	1件
○ その他	—	3件	1件

(注) 30年度の「その他」は、個人情報保護に係る不備（2件）、取引開始基準に係る不備（1件）、内部管理統括責任者に係る不備（1件）を指摘。

内部管理態勢の不備の指摘件数	22件	18件	20件
① システムリスク管理態勢に係るもの	4件	4件	3件
② 情報セキュリティ管理態勢に係るもの	3件	1件	—
③ 取引時確認等の管理態勢に係るもの	2件	4件	2件
④ 金融商品取引の説明に係るもの	2件	4件	1件
⑤ 高齢顧客に対する勧誘販売態勢の整備に係るもの	2件	—	1件
⑥ 過当勧誘防止のための管理態勢に係るもの	2件	—	—
⑦ 法人関係情報の管理態勢に係るもの	1件	1件	2件
⑧ 個人情報保護の管理態勢に係るもの	1件	—	1件
⑨ 内部管理統括責任者等による営業行為に係るもの	1件	—	1件
⑩ 空売りに関する管理態勢に係るもの	1件	1件	—
⑪ 顧客分別金に係るもの	1件	—	—
⑫ 信用取引に係る委託保証金の管理に係るもの	1件	—	—
⑬ アナリストガイドラインに基づく整備に係るもの	1件	—	—
○ その他	—	3件	9件

(注) 30年度の「その他」は、顧客管理に関する内部管理態勢に係るもの（3件）、合理的根拠適合性の検証に係るもの（1件）、顧客から預託を受けた金銭の管理に係るもの（1件）、債権回収管理に係るもの（1件）、金融商品仲介業者の管理態勢に係るもの（1件）、株式移管手数料に係るもの（1件）、役職員による有価証券の売買等の管理に係るもの（1件）、特定同意注文に係る管理態勢に係るもの（1件）、サイバーセキュリティ対策の整備に係るもの（1件）、緊急時事業継続体制等の整備に係るもの（1件）を指摘。

(2) 特別会員に対する結果通知

結果通知の内容	令和元年度 上半期
結果通知先数 (うち法令諸規則違反等を指摘した先)	18機関 (3機関)
法令違反の指摘件数	—

【参考】30年度	
上半期	下半期
19機関 (—)	22機関 (2機関)
—	—

諸規則違反の指摘件数	—
------------	---

—	1件 (1機関)
---	-------------

(注) 30年度は、合理的根拠適合性の検証に係る不備(1件)を指摘。

内部管理態勢の不備の指摘件数	4件 (3機関)
① 内部管理責任者による営業行為に係るもの	1件
② 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の販売に係るもの	1件
③ 投資信託における類似ファンド間の乗換え管理に係るもの	1件
④ 投資信託の手数料の説明に係るもの	1件
○ その他	—

—	1件 (1機関)
—	—
—	—
—	—
—	—
—	1件

(注) 30年度は、外国債券取引の説明に係るもの(1件)を指摘。

以 上